

人と猫との 調和のとれたまちづくり

地域猫対策

セミナー・講演会資料

令和3年3月 環境省動物愛護管理室発行



No.7

人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン

～社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて～

全体版はA4片面約136頁(PDF 9.52MB)。学習資料として、同分割版の(概要)から抜粋引用しました。R3.05

多頭飼育対策を行うことにより…

- 飼い主の生活環境を改善
- 動物の状態の適正化
- 周辺の生活環境の保全

- 地方自治体・関係機関等が(2)のa.b.c.の段階に応じて連携し対応する。

- 飼い主との信頼関係を構築し、解決に取り組む。

多頭飼育対策を行うのは…

- 都道府県、政令指定都市、中核市の動物愛護管理部局
- 上記自治体含む市区町村の生活衛生部局動物愛護管理、社会福祉部局、住宅部局等の職員
- 民生委員・社会福祉事業者・動物愛護推進員・動物病院・動物愛護ボランティア 等
- また、動物愛護管理行政、社会福祉行政以外の公衆衛生行政、警察行政等他分野との連携での取組み。

(4)再発防止 再発の兆しの早期発見、早期対策。

- 地域住民・地域の自治体・関係機関等による見守り等、アフターフォローの仕組みを続ける。

そのほか参考 飼い主を支える組織及び、金銭面の支援など

●社会福祉関連組織など：

- 認知症初期集中支援チーム
- 地域包括支援センター
- 生活困窮者自立相談支援機関 等

●金銭的支援：市民や動物ボランティアが、一部の地方自治体等に申請する、不妊去勢手術助成金制度等の利用

●支援の基金創設・ふるさと納税・クラウドファンディング等も想定される。

●生活環境改善のための支援：一部の自治体のごみ屋敷条例やごみ撤去支援金制度の利用にも配慮。

多頭飼育対策を行うために…

(当ガイドライン83~91頁、表15~19参照)

- (1)予防** 効果的な普及啓発と教育を、飼い主とすべての住民を対象に、前もって行う。
- 動物の不適正飼養のリスクと適正飼養の責務(動物愛護法)などを知らせる。
- 不適正飼養に気づいた場合の連絡窓口を持つ。

対策に当たって留意する事は…

- 個人情報保護の取り扱い
- 立入検査の体制作り
- 飼い主とのコミュニケーション、信頼関係について
- 動物の引き取り、譲渡に係る所有権問題 ほか

ガイドラインの詳しい内容は…

環境省ホームページに掲載されています。

ホームページ検索→<人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン>

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/r0303a.html